

____年分 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」
に関する領収書等明細一覧兼チェックシート

年 月 日

私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」で規定されている「教育資金（≪教育資金について≫ご参照）」として支払ったことに相違ありません。	お届け印欄

※教育資金について

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて記載されていますのでご参照ください。

【文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。

≪ご注意ください≫

領収書等の支払年月日は専用口座から払い出した日付と同じ年に属している必要があります。

	お客さま（ご本人）	親権者（お客さまが未成年の場合）
お取引店名		
口座番号		
署名（氏名）		
住所または居所		
電話番号		
生年月日		
年齢		

1. 教育資金支払領収書等の提出明細合計

支払先の氏名	支払先の住所	摘要 (支払内容)	支払日/期間	領収書等 枚数	金額
学校等への支払い金額合計（=①）				枚	円

支払先の氏名	支払先の住所	摘要 (支払内容)	支払日/期間	領収書等 枚数	金額
イ) 塾や習い事で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合（注）					
ロ) 学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合					
学校等以外への支払い金額合計（=②）				枚	円

総合計（=①+②）	枚	円
-----------	---	---

（注）「摘要（支払内容）」欄には、その内訳（例「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間）」等）についても転記してください。

2. 今回ご提出いただく「1」の「領収書等」チェック表（該当する場合は、「お客さまチェック欄」に「レ」チェックを入れてください）

	チェック項目	お客さま チェック欄	銀行 使用欄
(1)	「1」の記載内容にお間違いはないですか。	<input type="checkbox"/>	
(2)	「領収書等」は、全てご本人の「教育資金」（注1）として「学校等」または「学校等以外の者」に直接支払ったご資金ですか。	<input type="checkbox"/>	
(3)	2019年7月以降、受贈者が23歳に達した日の翌日以後に学校等以外に対して直接支払われるもののうち、以下の項目は教育資金の対象外となります。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用の場合は対象となります。 【役務提供または指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの】 ①教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など ②スポーツ（水泳、野球など）または文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養向上のための活動に係る指導への対価など ③①の役務提供または②の指導で使用する物品の購入に要する金銭	<input type="checkbox"/>	
(4) ※	【「領収書等」のうち領収書について】 A. 領収書には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）（注①）、摘要（注②）が記載されていますか。 （注①）住所（所在地）の表示があるホームページを印刷したものをご提出いただくことも可能です。 （注②）資金用途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また「1」の「イ」の領収書については、資金用途に加えて、その内容（例「月分（〇回または〇時間）」）についても記載されている必要があります。	<input type="checkbox"/>	
	B. 領収書は原本をご提出いただいていますか。	<input type="checkbox"/>	
(5) ※	【「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」（注）について】 （注）「支払の事実を証する書類」 ①金融機関に振り込む場合、振込依頼書兼受領書（切り取り型の場合は受領書部分）、ATMご利用控え（ATMで振込みした場合）、インターネットバンキングの振込み完了画面を印刷したもの（インターネットバンキングで振込みした場合） ②口座振替で支払う場合：引落しが確認できる通帳の表紙および該当ページのコピー ③クレジットカード引き落としで支払う場合：クレジットカード利用明細（WEBの場合はWEBの利用明細画面を印刷したもの）と引落しが確認できる通帳の表紙および該当ページのコピー ④月謝袋に現金を入れて支払う場合：月謝袋		
	A. 「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）（注①）、摘要（注②）が記載されていますか。 （注①）住所（所在地）の表示があるホームページを印刷したものをご提出いただくことも可能です。 （注②）資金用途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また「1」の「イ」の領収書については、資金用途に加えて、その内容（例「月分（〇回または〇時間）」）についても記載されている必要があります。	<input type="checkbox"/>	
	B. ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか（過去提出分を含む）。	<input type="checkbox"/>	
(6)	「1」の「ロ」の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」（注）をご提出いただいていますか。 （注）年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。	<input type="checkbox"/>	
(7)	「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 （注）「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書等」の対象外となりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>	
(8)	「領収書等」の日付と専用口座から払い戻した日付は同じ年に属していますか。 （注）払い戻した年の領収日のない「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。また、教育資金非課税措置を受けるための口座に最初の預入日より前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>	
(9)	「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日を過ぎていませんか。 （注）支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>	

※「(4)」、「(5)」については、学校等に対する支払の場合で、領収書または支払の事実を証する書類では、摘要（支払内容）や支払先の住所（所在地）が明らかでない場合には、当該領収書または支払の事実を証する書類に受贈者自身が摘要（支払内容）や支払先の住所（所在地）を記載し、受贈者自身が署名または押印したものを提出いただくことも可能です。

学校等に対する支払に限っては、支払先の住所（所在地）の記載がなくても補記は不要です。

学校等以外の支払で、領収書等に支払先の住所（所在地）の記載漏れがあった場合には、住所（所在地）を受贈者自身が記載し、受贈者が署名または押印したものを提出いただくことも可能です。

以上

<銀行使用欄>

店番・店名	検印	印鑑 照合印	受付印